第

1429

号



1994年1月6日創刊:毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(1999年)平成11年 10月 29日 金曜日

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-6209-7678 株式会社 FPシミュレーション 編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

発行所

## ↓ サンプルの贈答費用

**Q**:当社は、事務機のメーカーです。新製品をサンプルとして得意先の担当者に配布しました。

この費用は、広告宣伝費として交際費に含めなくても差し支えありませんか。

A:広告宣伝費ではなく交際費になります。

## 【解説】

得意先等に新製品等を見本品、試用品として供与することは、その新製品の品質、効用等を理解させるための販売促進又は広告宣伝を意図することにあると考えられますので、その供与に通常要する費用は、原則として広告宣伝費であって交際費には該当しないものとして取り扱われます。

この場合の見本品や試用品というのは、医薬品や化粧品について規格外の容器等に入れ、「見本品」と表示したうえで、得意先や一般消費者に配布して直接的に販売促進や広告宣伝用に使用するものを想定しています。

したがって、得意先や一般消費者にこれが配布されずに特定の者、例えば取引先の一定以上の地位の者だけに配布されたり、得意先の販売担当者にだけ新製品を配布したような場合には、その新製品を贈答することによって、得意先等の担当者が販売促進に協力してくれるという効果を期待してなされたものとみなされ、その新製品等の贈呈に要した費用は交際費として取り扱われます。

ご質問の場合も、得意先等の担当者に対する販売促進を期待しての贈与とみなされますので、広告宣伝費ではなく交際費になります。







